

## 大阪府立大学図書館業務委託総合評価一般競争入札心得

### (目的)

第1条 この心得は、公立大学法人大阪府立大学が行う大阪府立大学図書館業務委託総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が、守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公立大学法人大阪府立大学が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。
- 3 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。
- 4 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の方法)

第4条 入札参加者は、指定された日時まで及び場所に、入札書及び定められた種類及び部数の本業務に関する提案書等を提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、入札参加者が特定できかつ中身が見えない封筒に入れ、糊付け部分に割り印を押印しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書に記載する入札金額の文字をアラビア数字とし、最初の数字の前に¥マークをつけることとし、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(税抜)を入札書に記載しなければならない。
- 4 入札参加者が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めるときは、当該入札を延期又は中止することがある。また、入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又はとりやめることがある。

### (入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を契約担当者等に提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (4) 談合その他不正行為により入札をしたと認められる入札
- (5) 必要書類に不足があった者のした入札
- (6) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札
- (7) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定等)

第7条 落札者決定基準に基づき、提案書の提案内容の評価である提案点に入札価格等の価格評価である価格点を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い提案者を落札者とする。ただし、入札価格が予定価格を上回っているときは、失格とする。

2 次の場合には落札者とししない。

- (1) 落札者決定基準により落札者と認められない者
- (2) 入札から落札者決定までに、参加資格要件に該当しなくなった者
- (3) 本事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる者

3 他の入札書に記載された金額よりも異常に低い金額を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することがある。

4 落札決定は、入札者へ書面で通知する。

(契約保証金等)

第8条 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が、保険会社と公立大学法人大阪府立大学を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。)を締結した場合又は、過去2年の間に公立大学法人大阪府立大学、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ契約を履行しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第10条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従わなければならない。